

「登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン」の一部改定について

改定案	現行
令和4年9月5日 制定 <u>令和7年1月29日 最終改定</u>	令和4年9月5日 制定 <u>令和6年5月9日 最終改定</u>
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課 登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイド ライン	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課 登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイド ライン
1. 目的 (略)	1. 目的 (略)
2. 定義 本ガイドラインにおいて、以下用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 法：航空法（昭和27年法律第231号）をいう。 (2) 省令：無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号）をいう。 (3) 取扱要領：登録講習機関の登録等に関する取扱要領（ <u>令和4年9月5日制定</u> 国空無機第193915号）をいう。 (4) 告示：登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和4年国土交通省告示第951号）をいう。 (5) 航空局：国土交通省航空局安全部無人航空機安全課をいう。 (6) 技能証明申請者：無人航空機操縦者技能証明を申請しようとする者をいう。	2. 定義 本ガイドラインにおいて、以下用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 法：航空法（昭和27年法律第231号）をいう。 (2) 省令：無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号）をいう。 (3) 取扱要領：登録講習機関の登録等に関する取扱要領（国空無機第193915号 <u>（令和4年9月5日）</u> ）をいう。 (4) 告示：登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和4年国土交通省告示第951号）をいう。 (5) 航空局：国土交通省航空局安全部無人航空機安全課をいう。 (6) 技能証明申請者：無人航空機操縦者技能証明を申請しようとする者をいう。

(7) 技能証明申請者番号：技能証明申請者を一意に識別するために割り当てられた番号をいう。	(7) 技能証明申請者番号：技能証明申請者を一意に識別するために割り当てられた番号をいう。
3. 効力 (略)	3. 効力 (略)
4. 登録講習機関の登録に係る事務処理 (略)	4. 登録講習機関の登録に係る事務処理 (略)
【登録講習機関の講習事務を開始する前に行う事務処理】(略)	【登録講習機関の講習事務を開始する前に行う事務処理】(略)
5. 登録講習機関の登録に関する事前準備 5.1 事前準備 (1) ～ (2) (略) (3) 取扱要領「2. 登録講習機関の登録」に係る準備 登録講習機関の登録に係る申請は登録申請システムよりオンラインで行うこととなる。申請時の添付書類は、取扱要領 2. (4)に明記されている。 <補足事項> ① 次の資料は、登録講習機関の登録申請を行う法人に関する内容のみでよい。 ・定款又は寄附行為及び登記事項証明書(提出の日前1年以内に作成されたものに限る。) ・役員全ての氏名、住所及び経歴を記載した書類 ※1 役員の氏名、住所及び経歴については、取扱要領 様式 6への記載をもって証してもよい。 ※2 役員の住所については、住民票の提出をもって証明することも可とし、その旨を「住所については住民票の提出をもって証する」等、取扱要領 様式 6の役員の住所の欄に記入すること。なお、住民票は提出の日前1年以内に作成されたものとする。	5. 登録講習機関の登録に関する事前準備 5.1 事前準備 (1) ～ (2) (略) (3) 取扱要領「2. 登録講習機関の登録」に係る準備 登録講習機関の登録に係る申請は登録申請システムよりオンラインで行うこととなる。申請時の添付書類は、取扱要領 2. (4)に明記されている。 <補足事項> ① 次の資料は、登録講習機関の登録申請を行う法人に関する内容のみでよい。 ・定款又は寄附行為及び登記事項証明書(提出の日前1年以内に作成されたものに限る。) ・役員全ての氏名、住所及び経歴を記載した書類 ※1 役員の氏名、住所及び経歴については、取扱要領 様式 6への記載をもって証してもよい。 ※2 役員の住所については、住民票の提出をもって証明することも可とし、その旨を「住所については住民票の提出をもって証する」等、取扱要領 様式 6の役員の住所の欄に記入すること。なお、住民票は提出の日前1年以内に作成されたものとする。

※3 役員の経歴については、履歴書の提出をもって証明することも可とし、その旨を「経歴については履歴書を別添として提出する」等、取扱要領 様式6の役員の経歴の欄に記入すること。（または、「役員の経歴」欄を様式6から削除して提出してもよい。）なお、履歴書は提出の日前1年以内に作成されたものに限る。

- ・役員が法第132条の70第2項の規定に該当しないことを説明した書類（取扱要領 様式6）

- ・組織図

②～③ （略）

④ 講師の条件への適合宣誓書等

法第132条の70の表中、講師の条件欄にある「又はこれと同等以上の能力を有する者であること。」について、回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機に関する講習を行う講師については、これまでの民間ドローンスクール等における講師の経験及び最近の飛行経験により適用を受けようとする場合は、次の書類を提出すること。（取扱要領の附則に規定する経過措置を確認すること。）

- ・講師経歴は、HP 掲載講習団体や HP 掲載管理団体が保持している講師承認証等であって、講師経歴が確認できるものを添付すること。
- ・最近の飛行経験は、現行の許可・承認制度において提出を求めている飛行日誌を添付すること。なお、ほかに飛行経験を記録している書類があれば、これを添付してもよい。

なお、講師の経験及び最近の飛行経験は、講師が講習にお

※3 役員の経歴については、履歴書の提出をもって証明することも可とし、その旨を「経歴については履歴書を別添として提出する」等、取扱要領 様式6の役員の経歴の欄に記入すること。なお、履歴書は提出の日前1年以内に作成されたものに限る。

- ・役員が法第132条の70第2項の規定に該当しないことを説明した書類（取扱要領 様式6）

- ・組織図

②～③ （略）

④ 講師の条件への適合宣誓書等

法第132条の70の表中、講師の条件欄にある「又はこれと同等以上の能力を有する者であること。」について、これまでの民間ドローンスクール等における講師の経験及び最近の飛行経験により適用を受けようとする場合は、次の書類を提出すること。なお、これは制度開始にあたっての暫定的な取扱いであることに留意すること。（取扱要領の附則に規定する経過措置を確認すること。）

- ・講師経歴は、HP 掲載講習団体や HP 掲載管理団体が保持している講師承認証等であって、講師経歴が確認できるものを添付すること。
- ・最近の飛行経験は、現行の許可・承認制度において提出を求めている飛行日誌を添付すること。なお、ほかに飛行経験を記録している書類があれば、これを添付してもよい。

なお、講師の経験及び最近の飛行経験は、講師が講習において担当する無人航空機の種類（回転翼航空機（マルチロー

いて担当する無人航空機の種類（回転翼航空機（マルチローター）、回転翼航空機（ヘリコプター）、飛行機）に係る経験とする。 ⑤～⑦ （略）	ター）、回転翼航空機（ヘリコプター）、飛行機）に係る経験とする。 ⑤～⑦ （略）
6. 登録講習機関の登録手続き(4.1(1)関係) 6.1 (略) 6.2 登録免許税の納付 6.1 の登録及び、航空局による審査が完了したら登録講習機関申請者に登録免許税の納付に関する電子メールが送付される。 登録講習機関申請者はメール受信後、1 月以内に登録免許税を納付すること。納付に関する詳細は、「登録検査機関等に係る登録免許税の納付要領（令和 4 年 9 月 2 日制定_国空無機第 191260 号）」を参照すること。 支払い方法は、Pay-easy(銀行 ATM 又はインターネットバンキング)又は東京国税局麹町税務署に直接納付とする。 登録検査機関等に係る登録免許税の納付要領は、次の URL において公開している。 URL : https://www.mlit.go.jp/koku/license.html 6.3 (略)	6. 登録講習機関の登録手続き(4.1(1)関係) 6.1 (略) 6.2 登録免許税の納付 6.1 の登録及び、航空局による審査が完了したら登録講習機関申請者に登録免許税の納付に関する電子メールが送付される。 登録講習機関申請者はメール受信後、1 月以内に登録免許税を納付すること。納付に関する詳細は、「登録検査機関等に係る登録免許税の納付要領（令和 4 年 9 月 2 日制定国空無機第 191260 号）」を参照すること。 支払い方法は、Pay-easy(銀行 ATM 又はインターネットバンキング)又は東京国税局麹町税務署に直接納付とする。 登録検査機関等に係る登録免許税の納付要領は、次の URL において公開している。 URL : https://www.mlit.go.jp/koku/license.html 6.3 (略)
7. 登録講習機関管理者及び講師に対する研修(4.1(2)関係) (略)	7. 登録講習機関管理者及び講師に対する研修(4.1(2)関係) (略)
8. 無人航空機講習事務規程の作成(4.1(3)関係) (略)	8. 無人航空機講習事務規程の作成(4.1(3)関係) (略)
【登録講習機関の講習事務を開始した後に行う事務処理】 (略)	【登録講習機関の講習事務を開始した後に行う事務処理】 (略)
9. 無人航空機講習開始時の受講者の本人確認(4.1(4)関係) (略)	9. 無人航空機講習開始時の受講者の本人確認(4.1(4)関係) (略)

1 0. 無人航空機講習の修了証明書の発行(4.1(5)関係) (略) (修了証明書番号の採番ルール) (略)	1 0. 無人航空機講習の修了証明書の発行(4.1(5)関係) (略) (修了証明書番号の採番ルール) (略)
1 1. 無人航空機講習修了者の情報についての連携(4.1(6)関係) (略)	1 1. 無人航空機講習修了者の情報についての連携(4.1(6)関係) (略)
1 2. 役員の選任の届出等(4.1(7)関係) (略)	1 2. 役員の選任の届出等(4.1(7)関係) (略)
1 3. 登録講習機関の登録事項変更に係る手続(4.1(8)関係) (略)	1 3. 登録講習機関の登録事項変更に係る手続(4.1(8)関係) (略)
1 4. 無人航空機講習事務の休廃止の届出に係る手続(4.1(9)関係) (略)	1 4. 無人航空機講習事務の休廃止の届出に係る手続(4.1(9)関係) (略)
1 5. 帳簿の記載(4.1(10)関係) (略)	1 5. 帳簿の記載(4.1(10)関係) (略)
1 6. 帳簿の提出(4.1(11)関係) (略)	1 6. 帳簿の提出(4.1(11)関係) (略)
1 7. 登録講習機関の更新に係る手続(4.1(12)関係) (略)	1 7. 登録講習機関の更新に係る手続(4.1(12)関係) (略)
1 8. 財務諸表等の作成及び閲覧(4.1(13)関係) (略)	1 8. 財務諸表等の作成及び閲覧(4.1(13)関係) (略)
1 9. 講習事務における不適切事象発生時の報告 登録講習機関は講習事務において、 <u>登録講習機関等監査実施要領(令和5年3月30日制定 国空無機第298802号)第5章 5-4-2. (2)に規定する重大な不適切に該当する事項</u> を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局無人航空機安全課への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこと。また、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼すること。 メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp 件名：【状況報告】登録講習機関の講習事務に係る不適切事象の通報_登録講習機関名	1 9. 講習事務における不適切事象発生時の報告 登録講習機関は講習事務において、 <u>法、省令、告示、関連通達、登録事項又は講習事務規程記載事項に反する事務を行う等の重大な不適切事象</u> を生じさせた場合は、事象発覚後直ちに講習事務の停止及び国土交通省航空局無人航空機安全課への電話又は電子メールによる報告を行い、その指示に従うこと。また、修了審査に係る不適切事象が発生した場合は、該当する受講者に技能証明証の申請を保留する等の対応を依頼すること。 メールアドレス：hqt-uasd-appli@gxb.mlit.go.jp 件名：【状況報告】登録講習機関の講習事務に係る不適切

送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当 ※添付書類の容量が 20MB を超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB 以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムの URL がメールの宛先まで送付される。	事象の通報_登録講習機関名 送付先：国土交通省 航空局 安全部 無人航空機登録講習機関担当 ※添付書類の容量が 20MB を超える場合は、航空局のメールサーバーでは受信できないため、20MB 以上の添付書類を送付する場合はその旨を上記メールアドレスまで連絡すること。その後、航空局が指定する大容量ファイル転送システムの URL がメールの宛先まで送付される。
様式 1 (略)	様式 1 (略)
別添 登録講習機関申請手続きフロー (略)	別添 登録講習機関申請手続きフロー (略)